

令和7年春の交通安全県民運動実施要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身の積極的な交通安全活動への取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

- (1) 運動期間 令和7年4月6日（日）から15日（火）までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（木）

3 主唱

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

4 スローガン

「交通ルール 守って笑顔 晴れの国」

5 運動重点

(1) 全国共通の重点

- ア こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- イ 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ウ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

※特定小型原動機付自転車：電動キックボード等を指す。

(2) 岡山県の重点

- ア 横断歩行者優先の徹底
- イ 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底
- ウ スピードダウンの励行
- エ 自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

(3) 自主重点

上記(1)、(2)のほか、それぞれの組織・地域・職域等の実態により、必要に応じて設定すること。

【例】交差点における安全な通行の徹底等

6 運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり、各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
 - ア 通学路を始めとした安全な道路交通環境の確保
 - (ア) 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
 - (イ) 「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
 - (ウ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
 - (エ) 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
 - イ 歩行者の正しい横断方法の実践
 - (ア) 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことなど、基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
 - (イ) 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の推進
 - (ウ) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童に対する教育の推進
 - (エ) 高齢歩行者の死亡事故の特徴を踏まえ、高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化（認知機能の低下、反射神経の鈍化等）を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進
 - (オ) LED ライト、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
 - ア 運転者の歩行者優先意識等の徹底
 - (ア) 交通ルールの遵守と、歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する等、交通マナーの実践を促す取組の推進
 - (イ) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者優先義務等の遵守を促す取組の推進
 - (ウ) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
 - イ ながら運転の根絶
 - (ア) 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
 - (イ) 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
 - ウ 飲酒運転の根絶

- (ア) 「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における自転車を含めた運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
 - (イ) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- エ 妨害運転等の防止対策
- (ア) 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
 - (イ) ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- オ 高齢運転者の交通事故防止対策
- (ア) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
 - (イ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度、後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置についての広報啓発の推進
 - (ウ) 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口（安全運転相談ダイヤル：#8080(シャープハレバレ)）の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度や「おかやま愛カード」の広報啓発による自主返納しやすい環境づくりの促進
- カ 二輪運転者に対する広報啓発
- (ア) 二輪車の特性の周知及び乗車用ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
 - (イ) 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
 - (ウ) ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずにペダル等のみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車の交通ルールが適用されること、ナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進
- キ シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (ア) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性と効果に関する理解を促す取組の推進
 - (イ) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
 - (ウ) 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシー

トベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

ア 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- (ア) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果についての理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- (イ) 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための夜光反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- (ウ) 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定等）を踏まえた転倒防止など、安全利用についての広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト及びヘルメット着用の徹底を促す取組の推進
- (エ) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- (オ) 令和6年10月1日に施行された自転車損害賠償責任保険等への加入義務化（岡山県自転車条例）を踏まえ、自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

イ 自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知

- (ア) 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

- (イ) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (ウ) 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、令和6年11月1日に施行された自転車に対する新たなルール「ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設」についての広報啓発の推進
- (エ) 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

- ウ 特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
 - (ア) シェアリング事業者、販売事業者と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進
 - (イ) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車についての交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (4) 横断歩行者優先の徹底
 - ア 運転者に対し、横断歩道や横断者を看過しないための確認の徹底を始め、横断歩道の道路標識や予告標示（ダイヤモンド）への留意、横断歩行者等妨害等違反に係る罰則（反則金）・点数について広報啓発を推進
 - イ 歩行者に対し、「アイコンタクト」、「手上げ」による横断の意思表示の実践について呼び掛けを強化
- (5) 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底
 - ア 自転車を含め、車両運転中のスマートフォン等による通話や画像注視といった「ながら運転」の危険性と交通ルール遵守の重要性及び罰則についての広報啓発の推進
 - イ 「ながら運転」禁止の徹底に向けた各種講習会、交通安全教室等の機会を通じた周知と地域、職域、各関係機関・団体等における取組の強化
- (6) スピードダウンの励行
 - ア 速度超過の危険性及び制限速度の遵守はもとより、生活道路、通学路等における人・車両の交通状況や道路形状、気象状況に応じたスピードダウンの重要性の周知徹底
 - イ 各関係機関・団体による各事業所や地域住民に対するスピードダウンの働き掛けの実施
- (7) 自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進
 - ア 自転車の安全利用に向けて、次の事項について広報啓発、交通安全教育、街頭指導等の推進
 - 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、交通事故はもとより、他の歩行者や車両への迷惑や危険の防止を踏まえた自転車ルール遵守の徹底
 - 自転車の飲酒運転の厳禁
 - 自転車の用水路等への転落事故防止
 - イ 昨年までの過去 10 年間に、県内で発生した自転車事故におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約 2.2 倍高いことなど、被害軽減を図り、命を守るヘルメット着用の有用性に着眼した広報啓発、交通安全教育等の推進
 - ウ 地域、職域等における自転車損害賠償責任保険等への加入促進に向けた広報啓発の推進

7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、いまだ多くの人々が交通事故の犠牲になり、あるいは心身に被害を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、運動重点及び推進項目の趣旨が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちで交通マナーを実践するなど、交通事故の防止に寄与するよう以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意した交通行動をとることにより、交通事故を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

(1) 地域、家庭等における活動

- ア 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- イ 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
- ウ 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する、福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- エ 地域が一体となった子どもの見守り活動の充実

(2) 教育現場等における活動

- ア こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による基本的な交通ルール・マナーに関する教育の実践
- イ 児童・生徒を対象とした交通安全教材等を活用した交通安全学習、学生等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等による安全な歩行と自転車の安全利用、ヘルメット着用等に関する教育の実践
- ウ 地域の交通安全啓発活動への参加促進

(3) 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導

(4) 職域における活動

- ア 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- イ 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- ウ 横断歩道等における歩行者等優先の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
- エ 右左折時、進路変更時における合図等、交通法令の遵守と体調面を考慮した安全運転の励行
- オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- カ 二輪車乗車時の乗車用ヘルメットとプロテクターの正しい着用の促進、ペ

- ダル付き電動バイクに関する交通ルールの周知（運転免許等）
- キ 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対する交通事故防止や被害軽減に向けた乗車用ヘルメットの着用と交通ルール遵守の徹底
- ク 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進
- ケ 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底
- (5) 交通安全総点検の実施
 - 通学路や生活道路、用水路等の危険箇所の把握と、その解消に向けた地域住民等との合同によるこどもや高齢者等の視点に立った現場点検の実施

8 その他

- (1) 模範的な交通行動の実践
 - 各関係機関及び団体は、本運動が真に県民総ぐるみの運動となるよう連携して取り組むほか、それぞれの所管及び特性に応じて、創意工夫を凝らした活動の実施に努めるとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をすること。
- (2) 時代に即した手法の導入
 - 各関係機関及び団体は、従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による対面によらない交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れるものとする。
- (3) 広報啓発活動の展開
 - 本運動を効果的に推進するために、あらゆる組織、団体等を通じて交通ルールの遵守と交通マナーアップが図られるよう広報啓発活動を展開すること。
 - 特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開するものとする。